

「投資信託積立取引取扱規定」新旧対照表

2023年12月  
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託積立取引取扱規定</p> <p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 この規定に別段の定めのない事項については、投資信託にかかる目論見書等及び今村証券約款・規定集、非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資及び特定非課税累積投資</u>に関する約款、その他当社の他の約款の規定により取扱うものとします。</p> <p>(買付銘柄の選定)</p> <p>第2条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当社が選定する投資信託 (以下「選定投資信託」といいます。) とします。なお、申込者が非課税口座に設けられた<u>特定累積投資勘定</u> (以下「<u>つみたて投資枠</u>」) といいますが、<u>つみたて投資枠</u>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>2 申込者は、選定投資信託の中から買付けを行う投資信託を指定するもの (以下「指定投資信託」といいます。) とします。</p> <p>(払込方法)</p> <p>第3条 申込者の指定する金融機関 (以下「指定金融機関」といいます。) <u>口座</u>から、当社の指定した収納代行業者による引落としにより払い込む方法によります。</p> <p>2 お引落し日は毎月27日 (申込者の指定する金融機関が休業日の場合は翌営業日) とします。</p> <p>第4条 申込者は、本サービスをご利用にあたっては、あらかじめ当社の総合取引口座及び<u>必要に応じて非課税口座</u>を開設されている必要があります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(指定投資信託の買付け)</p> <p>第5条 申込者は、毎月当社の定める日 (以下「買付日」といいます。) に、買付金額が1銘柄毎に1万円以上1千円単位で、指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、申込者が<u>特定非課税管理勘定</u> (以下「<u>成長投資枠</u>」) といいますが、<u>成長投資枠</u>での買付けを指定したときで、買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第6号ハに定める金額を超えることとなるとき、その全額を、特定口座を設定されているときは特定口座 (未設定のときは一般口座) にて買付けることとします。なお、<u>つみたて投資枠</u>での買付けを指定したときは、租税特別措置法第37条の14第5項第6号イに定める金額を超えることとなるような買付金額の指定はできないものとします。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託積立取引取扱規定</p> <p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>2 この規定に別段の定めのない事項については、投資信託にかかる目論見書等及び今村証券約款・規定集、非課税上場株式等管理<u>及び非課税累積投資</u>に関する約款、その他当社の他の約款の規定により取扱うものとします。</p> <p>(買付銘柄の選定)</p> <p>第2条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当社が選定する投資信託 (以下「選定投資信託」といいます。) とします。なお、申込者が非課税口座に設けられた<u>累積投資勘定</u> (以下「<u>つみたてNISA</u>」) といいますが、<u>つみたてNISA</u>以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>2 申込者は、選定投資信託の中から買付けを行う投資信託を指定するものとします。 (以下、<u>指定された投資信託</u>を「指定投資信託」といいます。)</p> <p>(払込方法)</p> <p>第3条 申込者の指定する金融機関<u>の口座</u> (以下「指定金融機関<u>口座</u>」) といいますが、<u>口座</u>から、当社の指定した収納代行業者による引落としにより払い込む方法によります。</p> <p>2 お引落し日は毎月27日 (申込者の指定する金融機関の休業日の場合は翌営業日) とします。</p> <p>第4条 申込者は、本サービスをご利用にあたっては、あらかじめ当社の総合取引口座及び<u>非課税口座</u>を利用するときは<u>それに応じた取引口座</u>を開設されている必要があります。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(指定投資信託の買付け)</p> <p>第5条 申込者は、毎月当社の定める日 (以下「買付日」といいます。) に、買付金額が1銘柄毎に1万円以上1千円単位で、指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、<u>次のいずれかに該当するときは、以下に定めるところに従うものとします。</u></p> <p>(1) 申込者が<u>非課税口座</u>での買付けを指定したときで、買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第2号イに定める金額 (以下、「<u>一般NISAの非課税投資枠</u>」) といいますが、<u>一般NISAの非課税投資枠</u>を超えることとなるとき、その全額を、特定口座を設定されているときは特定口座 (未設定のときは一般口座) にて買付けることとします。なお、<u>つみたてNISA</u>での買付けを指定したときは、租税特別措置法第37条の14第5項第4号イに定める金額 (以下、「<u>つみたてNISAの非課税投資枠</u>」) といいますが、<u>つみたてNISAの非課税投資枠</u>を超えることとなるような買付金額の指定はできないものとします。</p> <p>(2) 申込者が<u>未成年者口座</u>での買付けを指定したときで、買付けにより租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号ロ (1) に定める金額 (以下、「<u>ジュニアN</u>」)</p>

新	旧
<p><b>2</b> 当社は申込者の指定に従い、買付日に当該指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該買付日については指定投資信託の買付けは行わないものとします。</p> <p>(1) 指定金融機関口座の残金が引落時点で買付金の合計に満たなかったとき</p> <p>(2) 指定金融機関での引落請求が金融機関により拒否されたとき</p> <p><b>3</b> 申込者は、年に2回まで積み増し月を設定できるものとします。</p> <p>(果実の再投資及び返還) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(取引及び残高の通知) 第7条 当社は、本サービスによる取引及び残高の通知を取引残高報告書により行います。</p> <p>(申込内容の変更) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(選定投資信託の除外) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(解約) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(その他) 第11条 (現行どおり) 2 次のいずれかに該当したとき、申込者はこれを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。</p> <p>(1) 当社が選定投資信託の全部又は一部の取扱いを終了したとき</p> <p>(2) 指定金融機関が口座振替サービスを終了したとき</p> <p>(3) 当社の収納代行業者が収納代行業務を終了したとき</p> <p>(4) 当社が指定金融機関の口座振替サービスの取扱いを終了したとき</p> <p>(5) 当社が本規定上のサービスの全部又は一部を終了したとき</p> <p>(規定の変更) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(合意管轄) 第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この改正は、2024年1月4日から施行する。</p>	<p><u>ISAの非課税投資枠</u>と)を越えることとなるとき、その全額を、特定口座を設定されているときは特定口座(未設定のときは一般口座)にて買付けることとします。</p> <p><b>3</b> 当社は申込者の指定に従い、買付日に当該指定投資信託の買付けを行うこととします。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該買付日については指定投資信託の買付けは行わないものとします。</p> <p>(1) 指定金融機関口座の残金が引落時点で買付金の合計に満たなかったとき</p> <p>(2) 指定金融機関での引落請求が金融機関により拒否されたとき</p> <p><b>4</b> 申込者は、年に2回まで積み増し月を設定できるものとします。</p> <p>(果実の再投資及び返還) 第6条 (省 略)</p> <p>(取引及び残高の通知) 第7条 当社は、本サービスによる取引<u>明細</u>及び残高<u>明細</u>の通知を、<u>取引報告書及び取引残高報告書</u>により行います。</p> <p>(申込内容の変更) 第8条 (省 略)</p> <p>(選定投資信託の除外) 第9条 (省 略)</p> <p>(解約) 第10条 (省 略)</p> <p>(その他) 第11条 (省 略) 2 次のいずれかに該当したとき、申込者はこれを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。</p> <p>(1) 当社が選定投資信託の全部又は一部の取扱いを終了したとき</p> <p>(2) <u>当社</u>の指定金融機関が口座振替サービスを終了したとき</p> <p>(3) 当社の収納代行業者が収納代行業務を終了したとき</p> <p>(4) 当社が指定金融機関の口座振替サービスの取扱いを終了したとき</p> <p>(5) 当社が本規定上のサービスの全部又は一部を終了したとき</p> <p>(規定の変更) 第12条 (省 略)</p> <p>(合意管轄) 第13条 (省 略)</p>